

令和元年度 三郷市環境審議会

第1回 会議録

三郷市 環境安全部 クリーンライフ課

令和元年 11 月 12 日(火)

三郷市役所 農業委員会議室(7 階)

委員の出席状況

※網掛けは欠席者

NO	職名等	所属名又は職種	氏名 (敬称略)
1	学識経験を有する者	三郷吉川地区獣医師会 会長	佐 藤 剛
2	〃	日本大学文理学部 教授 副会長	加 藤 央 之
3	〃	獨協大学法学部 教授	一之瀬 高博
4	商工団体に属する者	三郷市商工会	渡 辺 秀 雄
5		三郷ウェンズデーロータリークラブ	小 高 好 典
6	〃	三郷市環境保全協力会	瀧 澤 美 之
7	農業団体に属する者	さいかつ農業協同組合	戸 邊 修 司
8	〃	三郷市農業委員会	戸 邊 勲
9	市民	三郷の川をきれいにする会	鈴木 こずえ
10	〃	みさと環境ネットワーク	石 井 洋
11	〃	早稲田地区町会連合会	黒 川 怜
12	〃	一般公募	武 捨 清
13	関係行政機関の職員	越谷環境管理事務所	成 尾 耕 治
14	〃	埼玉県草加保健所	長 棟 美 幸
15	〃	埼玉県吉川警察署 生活安全課長	三 津 原 強

【事務局】

秋本環境安全部長、秋田クリーンライフ課長、茂木環境政策室長、
青木環境政策室主事、中村環境政策室主事

【会議録の作成方法】

録音機器から作成した要点記録

【傍聴者の数】

0 人

1. 開会

2. 委嘱式（委嘱書の交付）

3. 市長あいさつ

4. 審議委員自己紹介／事務局職員紹介

5. 会長・副会長の選出

6. 会長あいさつ

7. 諮問

8. 議事

（1）報告事項

秋田課長 次第の 8. 議事に移りたいと存じます。

議事に入る前に、本日の報告事項・審議事項の資料の確認をさせていただきます。資料は、あらかじめお送りした資料と、本日配布いたしました資料がございます。

事前に送付させていただいた資料といたしましては、

- ・三郷市環境事業報告書平成 30 年度事業まとめ 1 冊
- ・三郷市一般廃棄物処理基本計画（案）本編 1 部
- ・三郷市一般廃棄物処理基本計画（案）概要版 1 部
- ・環境報告書 1 部

本日配布の資料といたしましては、

- ・三郷市環境基本計画後期計画概要版 1 部
- ・【資料 1】第 2 次三郷市環境基本計画の策定について
- ・【資料 2】第 2 次三郷市環境基本計画策定スケジュール
- ・【資料 3】三郷市一般廃棄物処理基本計画策定スケジュール

以上不足等ございませんでしょうか。

議事の進行につきましては、三郷市環境基本条例第 32 条に基づきまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐藤会長よろしく申し上げます。

佐藤会長 議長を務めさせていただきます。
先ほどの事務局からの報告のとおり、本日の審議会は成立とします。次に、会議録の署名委員につきまして、私から指名させていただきたいと思います。
石井洋委員と武捨清委員をお願いしたいと思います。
続きまして、会議の公開について事務局より報告を求めます。

秋田課長 当市では三郷市審議会等の設置及び運営に関する規程におきまして、審議会の会議は原則公開となっています。ただし、三郷市情報公開条例第7条第1号から第8号に規定する非公開情報に該当すると認められる事項、また会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められると当審議会で判断した場合は非公開とすることができるとしております。

事務局といたしましては、本日の議事内容については、すべて公開で問題ないと考えております。なお、本日は傍聴希望者がおりません。

佐藤会長 お諮りいたします。ただいま、事務局からの説明では公開が妥当とのことでございます。本日の会議は公開といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

～異議なし～

ご異議なしと認めます。よって本日の会議は公開とします。

① 三郷市環境基本計画後期計画の進捗について

佐藤会長 議事を進めます。報告事項(1)三郷市環境基本計画後期計画の進捗について、事務局から説明をお願いいたします。

秋田課長 令和元年度、環境報告書をご覧ください。こちらは、三郷市環境基本計画後期計画に掲げた成果目標につきまして、年度ごとの進捗状況をまとめたものでございます。詳細につきましては担当よりご説明申し上げます。

青木主事 (事務局説明)

三郷市環境基本計画後期計画の概略及び進捗について、ご説明申し上げます。

お手元に、環境基本計画概要版と環境報告書をご用意ください。

まず、初めに環境基本計画についてご説明いたします。環境基本計画の本編につきましては、審議会委員が1期目となる際に全ての委員の皆様に配布

をさせていただいております。詳細につきましては本編をご確認いただければと思いますが、今回はお配りした概要版に沿ってご説明させていただきます。

この計画策定の背景でございますが、平成 13 年に制定された本市における環境保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進することを定めた「三郷市環境基本条例」に基づくものでございます。

概要版 1 ページをご覧ください。

この計画の目的でございますが、条例の基本理念を踏まえ、環境の保全及び創造についての施策を総合的かつ計画的に推進するための長期的な目標及び総合的な施策の体系を示すことでございます。具体的には、市民・事業者・市が連携して良好な環境づくりを進めていく際の指針となるものでございます。

こちらの計画の期間でございますが、平成 25 年 3 月にこれまでの三郷市環境基本計画を見直し、平成 32 年度（令和 2 年度）までの 8 年間を計画の期間としております。

また、本計画が対象とする範囲は、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境と多岐にわたっております。3 ページに体系を一覧にしております。5 ページ以降には、環境指針及び課題を詳細に記載しております。最後に、概要版 7 ページ及び本日配布させていただきました「環境報告書」をご覧ください。

本計画の実効性を確保するため、こちらの「環境報告書」を活用し、PDCA により進行管理をしております。「環境報告書」には各施策の現状と目標を記載しております。さらに、各施策の目標値と平成 30 年度の実績値を掲載して、評価をしており、環境審議会へ報告するとともに、ホームページ等を通じ公表し、計画を継続的に改善しているところでございます。

次にこちらの「環境報告書」に沿って、環境基本計画後期計画の進捗管理につきましてご説明いたします。只今ご説明いたしましたとおり、各指標の現状につきましては、施策の柱ごとに資料のとおり示しております。目標値に対する平成 30 年度の実績と、目標に近づいたのかどうかの評価をさせていただきます。

まず、自然環境につきましては、自然の恵みである水と緑を保全しようという方針のもと、江戸川クリーン大作戦及び第二大場川浮上ごみ等回収大作戦を毎年実施しています。川の清掃イベントにおけるごみの回収量は参加人数が大きく影響することから年度によって変動が大きくなっておりますので、一概にごみの量が減っているとは言えませんが、イベント自体は広く市民に定着しておりますので、引き続きイベントの周知に力を入れていく必要があると考えております。なお、自然環境の中で、平成 30 年度に新たに達成しました項目につきましては、市域の緑化率でございました。平成 29 年

度より 0.3%増加しております。その他の指標の達成状況は資料のとおりとなります。

続きまして、生活環境につきましては、公害のないまちの実現のため、大気・水質・騒音・振動における環境基準値の測定及び達成率の管理を各法律に基づき行っております。また、生活排水処理率や公共下水道の普及率の向上にも努めております。ここで事前の資料の生活排水処理率の平成 30 年度実績が抜けておりましたので、補足をさせていただきます。平成 30 年度実績は 86.4%となっており、未達成という状況でございました。申し訳ございませんでした。生活環境において平成 30 年度中に達成した項目につきましては公共下水道の普及率でございます。こちらは平成 29 年度と比較し、3.3%増加をいたしました。その他の指標の達成状況は資料のとおりとなります。

続きまして、快適環境につきましては、快適で住み心地の良いまちの実現を目指し、きれいで清潔な街にしようという方針のもと、江戸川、第二大場川の清掃を含めた 6 つの清掃活動を実施しております。平成 30 年度も各清掃イベントを開催いたしました。また快適で環境と調和する都市空間をつくろうという方針のもと、緑化の推進、快適で安全な道路空間の確保、まちに調和した景観づくりの推進に努めています。その他の指標の達成状況は資料のとおりとなります。

最後に地球環境につきましては、地球にやさしいまちの実現をめざし、市の事務・事業に伴い排出する温室効果ガスの排出量削減等に努めております。こちらは第 3 次地球温暖化対策実行計画のもと、基準年平成 25 年度に対し、10%の削減を目標として定めています。平成 30 年度の排出量は 9,343,407kg-CO₂ でした。平成 29 年度と比較しますと、排出量自体は 9,441,565 kg-CO₂ となっており、削減はできておりますが、目標の 10%減にはまだまだ及ばないのが現状でございますので、削減達成に向けてはまだまだ努力をする必要があると考えております。また、ごみ排出量に関しましては、事業ごみ及び家庭ごみの排出量ともに、平成 29 年度と比較しますと、人口の増加に伴って増加傾向にあり、未達成の状況でございます。しかしながら、こちらの指標にはございませんが、市民一人当たりの排出量は減少傾向にありますので、引き続き減量及び再資源化促進のための啓発活動に力を入れて進めていきたいと思っております。

各担当部署におきましては、平成 30 年度実績を参考として、各事業や取り組みを進めてまいります。報告は以上となります。

佐藤会長 ただ今の三郷市環境基本計画後期計画の概要版と環境報告書の 2 つ資料についてご説明でございました。いかがでしょうか。

成尾委員 環境報告書については、市民に公表するという事でよいのでしょうか。

青木主事 こちらの環境報告書ですが、この形では公表していませんが、公表する方向で調整してまいります。

佐藤会長 よろしいでしょうか。

成尾委員 はい。ありがとうございます。

成尾委員 環境報告書ですが、目標値、実績値、評価・達成・未達成ということになっています。次は備考の欄に、未達成の根拠について、例えば、販売農家の方は、目標値は50戸、実績値は40戸で未達成、その未達成理由について書いた方が分かりやすいかと思います。未達成に対して、今後、市としてどう達成に向けてやっていくのか、あるいは、この目標値の設定自体が無理だったのではないかと考えられ、次の環境基本計画の改定に向けての指針となると思います。そういったことを作られた方が、根拠より良かったかと思います。

佐藤会長 ただ今ご指摘がありましたとおり、そのことについて、事務局の方で何かご意見がありますか。

青木主事 ただ今ご指摘いただいたとおり、達成・未達成というところの根拠となる理由の部分で、一応、数値だけを入力する形になってしまった指標が多いため、こちらも各担当部局で達成・未達成、その理由・根拠を明確にして、この指標自体も、これから環境基本計画を改定する際に、こういった指標が現状に適しているのかというところも考えながら指標を設定していきたいと思っております。

佐藤会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

成尾委員 はい。

佐藤会長 その他のご質問がありますでしょうか。

一之瀬委員 初めてなので、表の見方などよく分からないところがございます。環境報告書の2ページ目の4-2「環境施策の柱2（生活環境）」の水質・騒音・震動のところですか。例えば水質のところだと、平成23年度100%で、当時現状維持ということは、平成23年度は目標が達成されていたが、平成30年度は目標の

半分に減ってしまったと書かれているということによろしいでしょうか。

佐藤会長 ただ今のご意見に対して、事務局の方からいかがでしょうか。

茂木室長 こちらは、市内4カ所で水質の基準値の調査をさせていただいておりまして、4カ所全部が達成すると100%、2カ所が届かなかった場合には50%という表記になっています。先ほどご指摘いただいたような形で、達成率であったり指標の部分で明確に見やすくなかったり、少し分かりにくかったところがございますので、今後課題にさせていただきたいと思っております。

一之瀬委員 測定地点の数でカウントしたら50%という意味ですか。

茂木室長 はい。

佐藤会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

加藤委員 4-4「環境施策の柱4（地球環境）」の中で、「現状値」、「目標値」、「実績値」と書いてあります。一番上の「低炭素社会を構築しよう」のところで、数値に対する目標値がパーセントで出ています。それに対して、実績値はキログラムという形で書いてあると、少し分かりづらいと思いますので、パーセントにするか、それとも実績、目標値をキログラムにされた方が分かりやすいと思いますが、いかがでしょうか。

青木主事 それにつきましても、先ほどご指摘いただいたとおりで、目標値と実績値の単位が揃っていないところも、今、現行の計画の課題として捉えております。今後、課題として改訂の際に検討していきたいと考えております。

佐藤会長 よろしいでしょうか。

加藤委員 はい。

佐藤会長 その他ご質問がありますでしょうか。

～質問なし～

佐藤会長 ご質問がなければ、この項目については以上で終了したいと思います。

② 三郷市環境事業報告書について

佐藤会長 それでは報告事項（２）三郷市環境事業報告書について、事務局から説明をお願いいたします。

秋田課長 それでは、三郷市環境事業報告書をご覧ください。こちらは平成 30 年度の実施事業について取りまとめたものでございます。詳細につきましては担当よりご説明申し上げます。

茂木室長 （事務局説明）

三郷市環境事業報告書について、概略をご説明いたします。お手元に報告書をご用意ください。この報告書は、環境基本条例に基づき、クリーンライフ課で行っている事業を年度ごとにとりまとめたものでございます。

1 ページの概要をご覧ください。三郷市の立地や環境条件、生息が確認される動植物をまとめて紹介しております。また、4 ページからは三郷市環境基本計画に基づく、環境行政の指針及び主体ごとの担うべき役割、本市の環境行政の体制について記載しております。クリーンライフ課の体制は 1 室 2 係となっております。

7 ページ以降では、環境に関する主な取り組み、ごみ処理事業、環境指標や環境衛生など多岐にわたる本市の環境行政の内容について、表や図、グラフのみならず、写真も掲載し、市民の方にも分かりやすいよう配慮して、ご紹介しております。

内容が多岐にわたっているため、主な内容のみご説明をさせていただきます。

まずは、第 1 章環境に関する主な取り組みについて説明いたします。7 ページをご覧ください。環境に関する主な取り組みといたしまして、各種イベントの開催状況及び実績を紹介しております。河川美化の一環といたしましては、5 月に江戸川クリーン大作戦、7 月に第二大場川浮遊ごみ等回収大作戦を行いました。第二大場川浮遊ごみ等回収大作戦につきましては「海と日本プロジェクト」の取り組みの一例として、活動の様子をテレビ埼玉にて大きく取り上げていただきました。

また、環境保全の一環といたしましては、ホテルと実際に触れ合うことができる「ホテルの放虫イベント」や、エコライフの実践をテーマとし、各種体験や資源回収をとおし、楽しく環境について学べる「環境フェスタみさと 2018」を開催いたしました。環境フェスタは悪天候の中での開催ではありましたが、各イベントとも多くの方にご来場いただく結果となりました。近年、参加者数が年々増加の傾向にあり、各イベントとも広く市民に認知されてきたことがうかがえます。今後も継続して地域の美化活動に貢献し、環境保全

に対する市民の意識の向上に寄与してまいりたいと考えております。

また、地球温暖化対策事業といたしましては、市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の推移、緑のカーテン事業の概要、太陽光発電システム等導入促進補助事業の実績値などをまとめております。

まず、温室効果ガスに関してでございますが、第3次三郷市地球温暖化対策実行計画のもと排出量の管理を行っております。昨年度につきましては、省エネ意識の向上やLED照明への転換等により、温室効果ガスの排出量を9,343,406(934万3406)kg-CO₂まで削減することができました。しかしながら、削減率は3.4%に留まっており、10%削減目標は達成できていない状況でございます。今後も温暖化の影響下においては、エアコン等の稼働率は高まることが予想されますが、庁舎や公共施設の照明のLED化やエコドライブの推進、設備の更新等により、温室効果ガスの排出量削減を進めていきたいと考えております。

次に、太陽光発電システム等の省エネルギー設備の導入事業に関してでございますが、昨年度より補助金交付額が77万4千円増加いたしました。平成29年度は太陽光発電システムの申請件数が、FIT法改正に伴う、国・東京電力における事業計画認定の申請件数増加により関連手続きが集中した影響を受け、減少していたのですが、平成30年度は申請者や事業者が接続契約の申請を計画的に行ったため件数が回復したのではないかと考えられます。給湯器やLED照明も全て同様に増加しており、これは給湯器やLED照明を太陽光発電システムと複合的に導入するケースが多いことから、太陽光発電システムの申請増加に応じて、増加したと分析しております。地球温暖化対策として、今後も再生可能エネルギーの役割はますます大きくなってくると予想できますので、引き続き事業継続し、更なる普及につなげたいと思っております。

次に第2章のごみ処理事業についてご説明いたします。ごみ処理事業にしましては、三郷市のごみ処理にかかる内容を細かくまとめております。21ページのごみ収集量の推移をご覧ください。三郷市は人口が増加傾向にあるため、ごみの排出量も増加の傾向となっております。しかしながら、26ページの市民一人当たりの排出量は減少傾向にあり、これはごみの減量及び分別意識の広まりによるものと考えられます。ごみの減量を進めるには、より一層の啓発が必要となりますので、市民の意識の向上に努め、家庭ごみの減量につながる活動をさらに推進してまいります。各ごみの収集量及びリサイクル等の状況につきましては報告書のとおりとなります。また、36ページ以降は三郷市のごみ処理にかかわる各施設を併せて紹介しております。

続きまして、第3章の環境指標の把握と評価につきましては、43～89ページにかけて、大気や水質などの各項目についての測定結果の報告とそれに関する分析及び考察を掲載しております。大気・水質・騒音・振動における環

境基準値は前年度と比較すると、大きく変動はございません。未達成の基準値に関しまして、達成に努めるとともに、現状維持ができています基準に関しましては、引き続き維持させてまいります。その他の各数値につきましては報告書のとおりとなりますので、ご確認ください。

第4章の狂犬病予防及び飼い主のマナー啓発につきましては、91ページに犬の登録件数及び予防接種件数、マナー啓発に関する取り組みを掲載しております。

第5章のその他の環境衛生については、93ページ以降に衛生害虫、専用水路、鳥獣の保護、墓地等の経営の許可、環境学習関連事業等の詳細をまとめております。

第6章では特定施設等の設置状況を97ページに掲載しております。

なお、表紙や章ごとの区切りには、毎年秋に開催しております環境フェスタみさとにおいて、表彰しております「児童・生徒環境ポスターコンクール」で受賞された作品を掲載しておりますので、併せてご覧ください。

報告は以上となります。

佐藤会長 ただ今の三郷市環境事業報告書につきまして、ご質問がありましたらお受けしたいと思います。

黒川委員 13ページの9番「太陽光発電システム等導入促進補助事業」についてお伺いしたいと思います。現在、太陽光発電の余剰電力の買取価格がかなり安くなっていると聞いております。そのため、余剰電力を電力会社に売却せず自分の住宅に蓄電池を設置して、余剰電力を自家消費したいと考える人が増えているのではないかと感じております。蓄電池を設置して、電気をためますと、停電時あるいは災害時にも役立つということをテレビなどでも放映していたことを記憶しております。県内では、結構多くの市町村で住宅の蓄電池補助があると聞いております。そうした中で、三郷市で住宅の蓄電池補助を検討されているのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

秋田課長 蓄電池の補助については、先ほどおっしゃられたとおり、太陽光の売電の単価が下がっていることと、災害での需要等ということで、問い合わせ等々も増えてございます。そのような背景から、補助金の補助対象の枠を広げる形で、今後補助できないか現在検討しているところでございます。早ければ次年度から要項等の改正をして、対象とできるように検討しているところでございます。

黒川委員 はい。ありがとうございます。

佐藤会長 他にございませんでしょうか。この内容についても、読んでみると三郷市の環境課の方でも、いろいろな事業が幅広く行われていることがよく分かると思います。ごみの問題、エネルギーの問題にしても、これからの私たちの生活において、非常に大切な問題と考えております。

この報告事業をもう一度帰って精読したいと思っておりますが、本日、皆さんからのご意見をまた頂戴したいと思います。いかがでしょう。

～質問なし～

佐藤会長 その他のご質問がないようでしたら、この項については以上で終了したいと思います。ありがとうございます。

③ 三郷市環境基本計画の改定の進め方について

佐藤会長 それでは報告事項（3）三郷市環境基本計画の改定の進め方について、事務局から説明をお願いします。

秋田課長 それでは、【資料1・資料2】をご覧ください。三郷市環境基本計画後期計画の計画年度が令和2年度末となっておりますことから、令和3年度からの次期計画として、今後策定を進めるものでございます。詳細につきましては担当よりご説明申し上げます。

青木主事 （事務局説明）

それでは基本計画の策定の概要と進め方について、ご説明いたします。資料の1.2をご用意ください。先ほどご報告させていただきました、現行の三郷市環境基本計画後期計画でございますが、計画期間が平成32年度（令和2年度）までとなっていることから、計画期間の満了に伴い、施策の見直しとあわせまして、新たな計画の策定が必要となります。また、新しい「第2次三郷市環境基本計画」は、大きく変化する社会情勢や環境行政を取り巻く状況に対応していく必要が強く求められるため、幅広い環境課題に積極的に取り組むための指針として、本市の望ましい環境像や目標・施策について再度検討し、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画としていかなければならないと考えております。

また、令和2年度は三郷市総合計画の改定の時期にも重なっておりますので、上位計画である総合計画の内容との整合性も考慮しながら、改定業務を進めてまいります。

さらに第2次三郷市環境基本計画の策定にあたりましては、現行計画における環境目標や施策についての見直しを行いながら、進行管理の手法等の再

検討も行うとともに、SDGs（持続可能な開発目標）における環境分野の重要性及び各施策間のつながりを明確化し、より実行性のある計画となるように策定を行ってまいります。また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を包含するものとし、温室効果ガスの緩和策とともに適応策についてまとめ、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画としても位置づけを行いたいと考えております。以上のように第2次三郷市環境基本計画の策定業務に臨みたいと考えております。

次に計画の期間でございますが、令和3年度（2021年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間とし、計画の見直しについては、社会情勢や計画の進捗状況を勘案し、随時行う予定でございます。

続きまして、環境施策における目標設定と進捗の管理についてですが、資料1の(3)をご覧ください。1つ目としましては、本市の将来のあるべき環境の姿「望ましい環境像」を再度検討いたしまして、それを実現するために必要な具体的な分かりやすい基本目標の設定を行います。また、2つめとしましては、環境目標の達成に向け、市民、事業者、市の取組を検討するとともに、環境施策における進捗状況を把握するための現行の各成果指標そのものにつきましても、現状における適正について考慮し、見直しや改善等を検討します。なお、指標は可能な限り数値目標を含むものとし、進捗状況が分かりやすくなるよう工夫をしようと考えております。さらに3つ目としましては、本計画を実効性のある計画とするため、計画の進行管理体制や点検・評価方法等の手法について検討し、適切な進行管理の体制を確立いたします。

基準年は今年度（令和元年度）といたします。

計画の対象範囲は市内全域といたします。

最後に改定のスケジュールでございますが、資料2のとおりとなります。コンサルタント業者との契約に向けましては、すでにいくつかの業者と打ち合わせを進めている状況でございます。契約後は基礎調査や調整等を行い、計画（案）を策定していきます。その後パブリックコメントや修正等を行い完成という流れになるかと思います。策定の過程におきましては、数回ほど環境審議会を開催し、委員の皆様よりご意見を頂戴したいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

報告は以上となります。

秋田課長

1点訂正をさせていただきます。資料1の「(2) 計画の期間」でございますが、「令和3年度から令和12年度までの10年間」でございます。令和13年度ですと11年間になってしまいますので、令和12年度の誤りでございますので訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

佐藤会長 ただ今の資料 1、2 につきまして、ご質問等がありましたらお受けいたします。いかがでしょうか。

一之瀬委員伺いたいのですが、資料 1 の「(1) 趣旨」の中に「温室効果ガスの緩和策とともに適応策」という文言が入っておりますが、具体的なイメージは何かあるのでしょうか。今ここに書いてある適応策というのは、温暖化してしまったらどうするかという、その適応策ですか。

茂木室長 地域施策編として、地球温暖化を食い止めようという部分の動きの施策を考えることがまず 1 点あります。我々の事務事業の評価の中でも、この温暖化、暑い日が続くような中で、どうしてもエアコンを使わなくてはいけないなど、こちらに適応する部分も、併せて考えていかななくてはけません。我々の方でも、そのために無理してエアコンを付けないのかという話にもなりますし、例えば農家の皆さんの場合、育てるものが変わるなど、それに対応できる部分を、計画の中で考えたいと考えております。

加藤委員 一応専門ですのでお話しさせていただきたいのですが、このような基本計画で地球温暖化と謳っていただいているのは、非常にうれしいことだと思いますし、重要なことだと思います。このような温暖化のいわゆる温室効果ガスを排出いかに止めるかということが、このパンフレットの中にもかなりあるのですが、もう 1 つ重要なことは、例えばつくられたものを大事にするということも、実は温室効果ガスの削減につながるということなのです。

具体的に言いますと、例えば、水をつくるために、エネルギーが使われています。化石燃料なりそういうものが使われているわけです。そのため、ものを無駄にしてしまうことは、その分のエネルギーを捨ててしまうことになるのです。

そのため、ものを大切にするという話を、小学校へ講演会などに行ったときに小学生にしますと、「ああ、なるほどな」とみんな納得していただけるのです。ものを大切にすることは、それをつくったエネルギーも無駄にしないということ、小学生にも分かりやすいような言葉で一つ書いていただけたら、みんな「ああ、そうなんだな」と感じていただけるのではないのでしょうか。貴重な時間を頂きました。

佐藤会長 色々アドバイス、ありがとうございます。他にご質疑等がありませんでしたら、次に移りたいと思いますが、いかがでしょうか。

武捨委員 計画期間は 10 年になっていますが、これは他との整合性か、それとも独自のものなののでしょうか。10 年と決めている理由は何でしょうか。

秋田課長 先ほども申し上げましたように、三郷市総合計画が上位計画でございますので、その計画期間は10年間でございますので、合わせてございます。また、いろいろと社会情勢などの変動もあることから、中間的な年度で見直しをするといったことは想定してございます。

武捨委員 10年というと、だいぶ世の中が変わっているのではないかという気がして、長いような気もしたものでお聞きしました。

佐藤会長 10年ですが、今までの実績ですと、前期・後期で何か報告があったような気がしたのですか。

秋田課長 前回の計画は、最初に環境基本計画ができて、そのあと見直しをした後期基本計画ということで合わせてやってございます。計画期間全体は長いのですが、中間での見直し等々は検討させていただきます。

佐藤会長 よろしいですか。

～質問なし～

佐藤会長 それでは、ご意見がございませでしたら、次に移りたいと思います。

(2) 審議事項

① 三郷市一般廃棄物処理基本計画（案）について

佐藤会長 続きまして、次第8(2)の審議に移らせていただきます。それでは審議事項(1)三郷市一般廃棄物処理基本計画（案）について、事務局から説明をお願いします。

秋田課長 諮問事項につきまして、答申いただくまでの会議の進め方につきまして、事務局案を説明させていただきます。

はじめに、三郷市一般廃棄物処理基本計画（案）につきまして、一括して事務局から説明をいたしました後、ご意見等をいただきます。なお、三郷市一般廃棄物処理基本計画（案）につきましてはボリュームも相当ありますことから、本日は説明に対して気がついた点や疑問点にとどめさせていただき、11月末を期限とし、ご意見等を頂戴いたしたいと存じます。

いただいた意見等を反映した計画（案）については、修正事項等について

文書で各委員にご連絡したうえで、1月下旬からから2月下旬までパブリックコメントでの意見募集を行います。

その後、パブリックコメントでの意見を集約し、令和2年3月中旬に会議を開催して、最終的な審議をいただき、答申をいただければと考えております。

それでは、計画案につきまして、担当よりご説明申し上げます。

茂木室長 （事務局説明）

それでは三郷市一般廃棄物処理基本計画（案）につきましてご説明申し上げます。

今回の三郷市一般廃棄物処理基本計画（案）につきましては改定となります。

前回平成25年3月策定した一般廃棄物処理基本計画について、ごみ処理基本計画の中では目標値は一人一日当たりの燃えるごみの重さ削減と資源化率増加でした。

一人一日当たりの燃えるごみの重さについては先ほどの環境報告書、環境事業報告書でも触れましたが、平成23年に比べ平成29年度で3%、平成30年度で3.5%削減が目標だったところ実績は平成29年度7%。平成30年度7.7%削減できました。

一方資源化率はごみ資源化率では目標に届かないものの、微増しましたが、集団資源回収を含めた総資源化率では微減となっております。

また、中間処理計画の中では、不燃物処理場の更新について検討を進めることを触れており、研究を進めてまいりました。

生活排水処理基本計画の中ではし尿人口の削減と生活排水処理率の増加でした。

し尿人口は平成29年度2,800人で目標の2,193人には届かず、平成30年度も2,651人でした。

生活排水処理率については平成30年度で82.1%と目標の90%には届きませんでした。

前回策定の計画の結果を踏まえ、今回の一般廃棄物処理計画改定は、国において、平成28年9月「ごみ処理基本計画策定指針」平成30年6月「第4次循環型社会形成推進基本計画」県において、平成28年3月「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画」東埼玉資源環境組合と構成市町村において平成31年3月に「循環型社会形成推進地域計画（第3期）」と国や県の方針も、社会情勢に合わせて改正されており、三郷市においても、少子高齢化等社会情勢の変化に対応するため、あわせて一般廃棄物処理場の更新を計画するうえでも、ごみ処理量の推計を見直し、今後のごみ処理に関する基本方針を定めるものです。

では改定案についてご説明申し上げます。

事前にお配りした一般廃棄物処理基本計画案をご覧ください。目次にありますとおり 7 章立てとなっております。第 1 章は今回の計画策定の背景と趣旨について記載されています。

1 ページをご覧ください。

先ほどご説明差し上げた今回の改定に関する背景を述べています。

2 ページでは計画の位置づけについて、図に示しております。本計画は三郷市におけるごみ処理に関する最上位計画となりますが、本計画の上位にあたる三郷市総合計画、先ほど報告させていただいた環境基本計画については令和 2 年度末に改定予定です。これらの上位計画との整合も図っていく予定です。

3 ページでは本市全体が対象になること、計画期間については令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間としています。なお、国県の計画目標年度との整合を図るため、中間目標年度を 6 年目の令和 7 年度としています。

第 2 章は三郷市の地域特性について述べています。4、5 ページ第 1 節では自然、5 から 13 ページでは社会的な特性についてふれ、14 ページ以降の第 3 節では国や県、三郷市における他の計画について本計画との関係性について確認しております。18 ページをお開きください。東埼玉資源環境組合と構成市町で策定している循環型社会形成推進地域計画については、本計画のごみ処理の推計値や生活排水の処理状況等を利用します。不燃物処理場の整備を進めるにあたっては、循環型社会形成推進地域計画に基づき、整備していくことで国の補助金を利用することが可能となります。

第 3 章は三郷市のごみ処理の現状を分析しております。19 ページから 28 ページは現状と施設について、29 ページから 35 ページまでは実績値の分析、36 ページでは国や県との比較、37 ページから 39 ページでは類似市町村との比較を掲載しております。最初にご説明した現行計画における一人一日当たりの燃えるごみの重さについては目標を達しておりましたが、残念ながら、国、県、類似市町村の実績値には届いておりません。

第 4 章では 41 ページについてありますように、来年度策定予定の「三郷市版人口ビジョン」の考え方に基づいた推計人口から 10 年先までのごみ排出量を推計し、45 ページでは国や県の目標値と比較、46 ページから 48 ページにかけ、目標値を設定しました。

そのうえで、49、50 ページで課題の整理を行っております。

49 ページをご覧ください。家庭ごみは減少傾向にあるものの、事業系ごみ

は本市の発展に伴い増加傾向にあります。結果燃えるごみについては平成 21 年から 30 年までの 10 年間で総量としては 6.1%増加しているため、燃えるごみの削減が大きな課題と言えます。資源化については一枚めくって 50 ページをご覧ください。少子高齢化等による社会情勢の変化に影響を受けている、集団資源回収の減少が大きな課題と言えます。また、本市の不燃物処理場については昭和 60 年度稼働開始し老朽化が進んでおり、処理効率を上げることや、市民からの資源回収を推進するためにも、更新の検討が必要です。

第 5 章では 51 ページのとおり、前章までの内容及び「三郷市環境基本計画」における本市の望ましい環境像を踏まえ、基本理念を『省資源・省エネルギーなどの環境負荷の少ない社会システムやライフスタイルを取り入れ、地球環境保全及び資源循環に貢献するとともに、効率的かつ安定したごみ処理と災害に強い強靱な処理体制づくりを市民、事業者、行政が一体となって目指すこと』といたしました。

その理念に基づきまして、基本方針を 52 ページのとおり示しております。

さらにそれを具体的に進めるための各計画をより具体的に次ページ以降に示しております。

53 ページ発生抑制計画。

ごみの排出量を地域社会全体として削減していくために、そもそものごみを出さないようにする必要があることから、発生抑制につなげる行動や意識に働きかける各種啓発活動を進めてまいります。特に②食品ロスにつきましては法律の整備も進んでいることから、小・中学校や各関係機関と連携しながら啓発を進めるとともに、新しい処理施設においても、啓発を行ってまいります。

58 ページ資源化計画。

発生抑止によってもなお排出されるごみについても、適切な分別や排出を行うことで、減量や資源化を図ることができます。家庭レベル・地域レベル・事業者レベルのあらゆる段階で分別排出や資源化の意識の醸成に働きかける取り組みを推進いたします。

特にもえるごみとして排出されるざつがみや小型家電の資源化の促進については啓発の中心となります。

収集運搬計画については継続性が求められることから、委託、許可業者との連携を図り、収集方法の検討、災害時の継続性、GIS 利用の事業効率化などを検討していきます。

62 ページをお開きください。中間処理計画について、ごみの種類ごとの処理計画を一覧にしてあります。基本的な流れは現状に比べ大きな変更はありません。

63 ページ以降近年の災害時対応も念頭に置きつつ、不燃物処理場の整備、資源化ルートの研究も記載しております。

66 ページをお開きください。最終処分計画も現状からの大きな変更はありませんが、将来的に必要となる本市の最終処分場の整備、新たな委託処分先の確保の研究について記載しております。

全体の計画をとおして、総じて施策で求められるものは市民、事業者を巻き込むことであり、啓発であるように考えられます。

第 6 章は生活排水処理基本計画となります。

埼玉県的生活排水処理構想では目標を高く掲げ平成 37 年度に県内生活排水処理 100%を目指しています。今年度から、三郷市では単独浄化槽や汲み取り便槽から合併浄化槽への転換補助金の予算額を増額しました。県の目標には届かないものの、令和 11 年度には生活排水処理率を 98%目指していきます。

最後 76 ページをご覧ください。

本計画の進行管理体制を記載しております。

報告事項にあった環境事業報告書により、前年度のデータを取り纏め、点検評価を進め、毎年度末に翌年度の一般廃棄物処理実施計画策定時に見直しを行っていきます。

以上三郷市一般廃棄物処理基本計画案の説明を終わります。

佐藤会長 ただ今の事務局の説明に対し、質問がありましたらお願いします。

佐藤会長 ただ今の一般廃棄物処理基本計画案に対しまして、ご質疑等ありましたらお受けしたいと思います。

黒川委員 50 ページの 3. ごみ処理施設の現状と課題が書かれて、最後に施設の更新に向けた検討が必要となっていますが、一般市民の方が見ると少し分かりづらい感じがします。少し整理されても良いかと思います。特に 3 行目の後ろの方に「資源の市民持ち込みに対する受け皿の整備」と書いてあります。具体的にどのようなことをここでおっしゃっているかです。

私も時々、不燃物処理場に粗大ごみを持ち込みまして、処理していただいております。非常にありがたいと思っております。市民が持ち込む資源とは、市民が持ち込む資源化できるごみといった意味でしょうか。資源ごみと言い

ますと、通常びん、缶、燃えないごみ、粗大ごみといったものがあると思うのですが、こういったものを指しているのでしょうか。

茂木室長 委員のご指摘のとおり、表現があまりよろしくないかと思います。実際には、不燃物処理場にお運びいただくのは粗大ごみ等になりまして、そちらをきっちり受け入れられるような体制が必要であるということを、もう少し明確に述べられるようにしたいと思っております。

例えば、お持ち込みいただいた粗大ごみも、きちんとした体制で効率よく分解して、資源にできるもの、そうでないものを仕分けていくなど、もしくは皆さんがお持ち込みいただくときにも危なくないように、進入ルートをきっちりすることとても大事だと思います。また、持ち込みのものをストックしておける場所や、分別しておいて分けられる場所が必要になるかと思います。そのような意味では、もう少し表現の仕方を整理させていただきたいと思います。

黒川委員 それに関係して、不燃物処理場に資源化できるごみを持ち込みするときの受け皿の体制等、あるいは施設整備、そういったものを含めて、この「整備」という言葉を使っているのでしょうか。具体的にものをつくる、施設を造るといったことなのでしょうか。

茂木室長 まさしくそうです。新しい施設を我々の方で造りたいと考えてはいます。

黒川委員 分かりました。ありがとうございました。

佐藤会長 他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

石井委員 先ほど自己紹介をした時に、循環型の農業を実践しているというお話をしたかと思うのですが、どうしても気になるのは生ごみです。生ごみについて、今は燃えるごみとして区分されていますが、生ごみの量というのは燃えるごみの量の中で、質量では3割など、かなりのウェイト占めているのではないのでしょうか。それをまさに資源として、「土から出たものは土に返す」という視点で、生ごみの処理に少し力を入れてもらえるとありがたいです。

佐藤会長 ありがとうございます。ただ今の農業に対する排出ごみ、生ごみは、一般家庭から出る生ごみとして処理するのか、あるいは農業ですから事業系ごみとして処理するのか。これは一緒になっているのか、お聞きしたいでしょうか。

石井委員 深く掘り下げただけだとありがたいです。

茂木室長 農業を生業としているということであると、事業系のごみということになり、申し訳ありませんが通常の家庭ごみとしての収集はできません。ですので、事業者によっては生ごみ、特に我々が把握している限りでは、スーパーマーケットなどの総菜売り場もございますし、そういった所から排出される生ごみについては、県外の堆肥化施設に運んで、処理するというところも行っているところもございます。三郷市において、一般家庭の生ごみについてはおっしゃるとおり、現在は燃えるごみになっておりますし、燃やすごみの中でも水分もそれなりに多いと伺っております。何かしらの対策は、確かに考えていかななくてはいけないとは思っています。

石井委員 それに関連して、コンポストの方は横ばい状態で、今は、かつての今あるコンポストとは異なるスタイルのものが幾つも出ています。例えばみみずコンポスト、ドラム式のコンポスト、あとは段ボールコンポストなどがあり、段ボールコンポストなどは、土のない所に暮らす方には結構有効な手段かと思って見ていました。そちらの方も、ぜひ検討・研究していただければと思います。よろしくお願いします。

佐藤会長 ありがとうございます。次のご質問はどうぞ。

成尾委員 概要版について、目標値が書いてあるのですが、例えば、家庭ごみの目標は500グラム、14%以上削減ということで、なぜこの500グラムにしたかというその根拠を示していただきたい。また、目標1が家庭ごみ、目標2が事業系ごみで、これを見ると家庭ごみが14%なのに事業系が19%ということが、不公平ではないかと思います。根拠をはっきりしていただくことを第一でお願いしたいです。

あとは65ページ6. 災害廃棄物処理について、台風19号災害により東松山等の方はひどかったですが、仮置場地用を確保するため調査・検討を行いますと書いてあります。災害ごみと生ごみ処理の一般廃棄物基本処理計画とのスケジュール的なものはどうなるのでしょうか。災害ごみは災害ごみで検討するのでしょうか。災害ごみと生ごみを一緒に合わせてやった方が良いのではないか思ったのですが、そこら辺はどうでしょうか。

茂木室長 こちらの目標につきましては、先ほどから申し上げている国・県の目標値を参考に、中間年度の令和7年についてはこの数値を目指しましょうということを見せていただいております。分かりづらいようであれば、なぜこの目標値になっているのかという国・県の例を何か載せる等いうことを、考えて

いければと思います。

秋田課長 計画の45ページの表の4-7に、国・県の目標との比較というところがございます。家庭系ごみにつきましては、国の目標の1人1日当たりの家庭ごみの量の目標値の500グラムに近づけていきたいと思いますということで、その目標値を採用してございます。事業系ごみにつきましては、表の下から2段目に「事業系ごみの排出量」とありますが、ここの目標値は平成25年度比の10%削減という県の目標を採用させていただいて、三郷市に照らしたものが1万50トンとなっています。ですので、削減率というところでは、家庭系と事業系と少し違うのですが、国と県の目標値を採用することで、それに近づけていこうという目標の設定をさせていただいています。

あと災害廃棄物の関係でございますが、災害廃棄物処理計画につきましては、今、ここに載せ切れていないのですが、地域防災計画で、災害廃棄物処理計画の策定について、地域防災計画と整合を取って、一昨年に東埼玉資源環境組合の5市1町で策定を進め、昨年度に三郷市版として災害廃棄物処理計画を、地域防災計画との整合を取りながら作ってございます。その部分をこちらに盛り込んでいければと考えてございます。

ですので、災害廃棄物処理計画は一応、形としては仮置場なども含めて、計画の中に位置付けはしておりますので、それをこちらの方にも加えていきたいと考えております。

今、公表できていないので、申し訳ございません。

成尾委員 今、県と国の目標値に合わせて設定したとおっしゃられたのですが、そうした場合、生活排水処理率は、基本的には県は100%ということをやっているわけですから、そちらも100%に合わせられた方が良いのではないのでしょうか。

秋田課長 令和7年までに100%という目標ですので、それに合わせた方が良いのではないかということですが、三郷市の現状を加味すると、なかなか実現達成は難しいだろうということで、非常に申し訳ないのですが、そこは現状値を加味して目標設定させていただいているところでございます。

佐藤会長 では、ごみの方は大丈夫ですか。

秋田課長 ごみの方は、分別やごみ削減等の啓発を進められると思いますので、そこは力を入れていきたいと思っております。排水の方は、市民の方々に単独槽や汲み取りを合併処理浄化槽に転換することについて、補助金等の交付はしているのですが、ご負担をかける面もございます。そのため、啓発だけではなくな

か進まないところもございます。実情に合わせる形で寄せて設定させていただいてございます。

一之瀬委員 ごみの目標について、国や県の目標を参考に、目指すべきところを使うと。その目標を達成するための方策を、ここにどこまでお書きになるかは別として、プランや方針などの方向性を中で何か少しお持ちになっているとより強固かと感じました。

つまり、1人当たりのごみは10年間減ってきているとのことですが、その要因は何なのでしょう。その要因を今後も継続して、効果的に減らすということは考えられるのでしょうか。あるいは、間違った想像かもしれませんが、39ページ表3-11類似市町村との比較一覧が載っていきまして、真ん中辺りの三郷市の廃棄物からの資源回収率がございます。これをもっとアップさせるなどすると、最終的に処分にいくごみの量が減るのではないかと。そのような何らかの政策を結び付くのでしょうか。1つ伺いたいのは、これまで減ってきた理由が何か、もしお分かりになれば教えてください。

茂木室長 本当に啓発しかありません。燃えるごみの中での紙は、三郷市ですと、東埼玉資源環境組合の第1工場で燃しており、その比率からは、やはりごみの中の紙ごみが多いということで、平成24年度、平成25年度辺りから、ざつがみ袋というものを作って皆さんに配布した。それは、町会の代表である環境美化推進委員さんたちにその袋と、掲示板などに「ざつがみを分けてください」など貼っていただくような、周知に力を入れてはおります。紙なのでどうしても重さもそんなに重いものではないですが、徐々にではありますが減ってはきているのかというところがございます。

実は、工場の炉の性能が非常によく、よく燃えることから、5市1町は比較的燃やすごみが出しやすい部分もありますが、先ほどおっしゃられていた生ごみの関係などの部分についても、今後、また啓発をきちんと考えていきたいと思っております。

我々の方で、特に環境の学習の機会などがあり、社会科見学で三郷市に小学校3年生の皆さんが来られるのですが、本当に短い時間の中で、今申し上げたざつがみや電気を消しましょう、給食を残さず食べましょうという啓発などについても、これからさらに続けていければ、もう少しごみは減るのではないかと。というところです。

佐藤会長 ありがとうございます。ただ今のいろいろな生活ごみについて、全般含めての計画でございます。私個人として、市の方から生ごみ、不燃物等々の収集、1年分の紙が、回覧板で必ず家庭に1枚ずつ回ってくる。それを見ますと、何曜日は生ごみ、何曜日は不燃物という表と、裏側には今言われたざつ

がみや新聞や不燃物などの絵が細かく書いてあり、それにのっとして出してくださいという広報が回っております。各家庭はそれを見て、きちんと出すということが少しずつ周知徹底されることで、ごみの減量ということになっていると思っております。

それからもう1つ、東埼玉資源環境組合でゴミを出しておりますリデュースやリユースの広報があります。やはりそれも、各家庭に1部ずつ必ず回っていると思います。それを見ますと、この計画に載っているような再生や無駄をしないことなどについて毎回出ており、それを見ていただきますと、ごみの問題や堆肥化する問題などが事細かく出ております。恐らく三郷市、あるいは吉川市や草加市等の各家庭には、広報を回っていると思うのです。それを見ていただきますと、非常に分かりやすく、私も参考にさせていただいている状態です。他にございませんでしょうか。

一之瀬委員 先ほどの生活排水処理の発生率を達成する問題ですが、あれは結局、処理をきちんとしないで川に流すというふうに理解して良いのですか。

茂木室長 最終的にそういうことになります。

一之瀬委員 そうすると、川の水質は、今のその辺とリンクすると思いますが、処理を良くすれば川の水質が良くなるはずだし、処理がきちんとしていないと川の水質が悪いだろうと推測されます。そのため、水質の処理率を達成すると、かなり良くなっているのか、それを達成しなくても水質は問題ないのかどうか、教えてください。

茂木室長 前時代的なところで言うと、ものすごく川が汚かった頃に比べたら、生活排水の処理も進んでおりますし、今のパーセンテージでそれなりの基準値には当然達しております。基準値に達しているから良いということではなくて、もっと良くするというところでの部分でございます。最終的には雑排水は、皆さんが使っている石鹸や洗剤、お風呂の排水などになりますので、そういったものは化学的なものですので、できる限りきちんと処理をして川に出すため、100%を恐らく埼玉県さんも目指していますし、三郷市も少しでも向上させられるようにというところで、努力し続けたいと考えています。

一之瀬委員 つまり基準は満たしているけれども、もっと良くするためにはという理解なのでしょうか。埼玉県の山の方はかなり水質が良くて、こちらの方は水質があまりそうでもないという基準のように理解しています。もっと良くすることは、非常に良いことだと確かに思います。

佐藤会長 市内数カ所で、BOD 等の検査を年間 1 回など、決まってやっていると思います。それは広報に放射線量と同時に出しておりますので、それなどを参考にされると良いと思います。

茂木室長 埼玉県で川の関係の会議などがございまして、そういった所での話を聞くかぎりでは、目標に一応達しており、基準値としては良くなっているところはあると思います。

一之瀬委員 はい。

佐藤会長 ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

加藤委員 5 ページの表 2-2 において、修正をお願いしたいと思います。平均湿度の単位はパーセントですが、数値は平穏温度との合計した数値ではないかと思っています。

茂木室長 失礼しました。

加藤委員 職業柄、目についてしまうので、よろしくお願いいたします。あと、三郷市の地域特性の話ですが、これは川越のデータを使っておられますか。都市を避けて一番近いという意味でしょうか。

茂木室長 そうです。本市における気象のデータがないため、一番近い地域のデータを採用しています。

加藤委員 分かりました。ありがとうございました。

佐藤会長 変更等、よろしくお願いいたします。

ご質問がないようでしたら、以上で審議を終了いたします。本日出ましたご意見等についてはまとめまして、またパブリックコメント等々進めていただきます。3 月の審議会ということでやっていただくと思っております。

それでは、予定しておりました議事はすべて終了しましたので、議長の職をおろさせていただきます。大変ありがとうございました。

閉会

佐藤会長 皆様のご協力によりまして、審議が無事終了しましたことを感謝申し上げます。これからも 2 年間という間ですが、皆様と力を合わせて三郷市の

環境に貢献してまいりたいと思いますので、皆さん、ご協力をよろしくお願いいたします。

秋田課長 ありがとうございました。先ほど、こちらの一般廃棄物処理基本計画（案）に対するご意見を、11月末までに皆様からご意見があれば頂きたいとお話し申し上げました。ご意見の出し方ですが、特に様式等は定めませんので、メール、郵送、ファクス等のやりやすい方法で結構でございます。もし分からなければ事務局の方に電話など入れていただき、またメールで送るのであればメールアドレスの確認など、ファクスで送るのであればファクシミリの番号の確認などしていただければと思います。何かご意見がありましたらお寄せいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

今後、定期的に三郷市環境審議会の開催がございます。今回はパブリックコメント終了後取りまとめまして、令和2年の3月に開催を予定しております。またご連絡等申し上げますので、皆様のご協力を引き続きお願い申し上げます。

それでは閉会にあたりまして、加藤副会長よりご挨拶をお願いします。

加藤副会長 最後の閉会のご挨拶ということで、このような環境という問題は、これからの人類にとって、大きく言いますか、我々にとっても非常に重要な論点になっていくと思います。ぜひとも、今回を含めまして、皆様には活発なご議論をいただきより良い環境を達成していきたいと思いますので、どうぞご協力よろしくお願いいたします。

秋田課長 どうもありがとうございました。以上をもちまして、環境審議会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

以上の内容について、相違ありません。

令和 年 月 日
